

高事第 1488 号

令和 4 年 7 月 6 日

通所系・訪問系サービス事業所 管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

大阪府介護サービス事業者燃料費高騰対策支援金の申請受付開始について

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府におきましては、新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰の影響を受ける介護サービス事業者に対し、「大阪府介護サービス事業者等燃料費高騰対策支援金」として、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する燃料費（高騰相当分）の支援をすることといたしました。

つきましては、令和 4 年 7 月 8 日（金曜日）から行政オンラインシステムにて申請受付を開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 申請期間

令和 4 年 7 月 8 日（金曜日） 9 : 00～令和 4 年 7 月 31 日（日曜日） 23 : 59

2. 支給要件

- ・ 大阪府内において、介護サービス（「3. 支給の対象」のとおり。以下同じ）を提供している事業所を運営する法人又は開設者であること。
- ・ 令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間（以下「対象期間」という。）、利用者の送迎、又は、利用者宅への訪問を実施し、サービスを提供していること。ただし、対象期間において、新規に指定を受けた事業者及び休止していたサービスの提供を再開した事業者についても、支給の対象とする。
- ・ 令和 4 年 7 月 1 日において、事業者として指定され、介護サービスに掲げるサービスを提供していること。
- ・ 事業者がサービスを提供するにあたって、対象期間に事業者が所有する自動車、自動二輪車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）を使用し、当該自動車等に使用したガソリン及び軽油にかかる費用を事業者が負担していること。また、基準日において、当該自動車等を引き続き所有していること。

3. 支給の対象

支給の対象	支給額
(通所系：介護予防含む) 通所介護 通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業所指定を受けている「通所型サービス（第1号通所事業）」	自動車 1 台当たり 6,300 円 自動二輪車及び原動機付き自転車 等 1 台当たり 1,200 円
(訪問系：介護予防含む) 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業所指定を受けている「訪問型サービス（第1号訪問事業）」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」	自動車 1 台当たり 3,600 円 自動二輪車及び原動機付き自転車 等 1 台当たり 1,200 円

4. 申請方法

別添の「申請手順」を必ずご参照のうえ、「大阪府行政オンラインシステム」にてご申請ください。

5. 大阪府ホームページ URL

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kaigonenryosien/index.html>

6. 留意事項

- ・ 他の補助等と重複して支給を受けることはできませんので、同一自動車等の申請を行わないようご注意ください。
- ・ 支援金における証拠書類等（車検証や標識交付証明書、運行記録等）は、5年間適切に

保管し、必要に応じて提出できるようにしておいてください。

問い合わせ先

大阪府介護燃料費高騰対策支援金コールセンター

電話 0570-017-171（平日9時から18時まで）

※この番号は、令和4年7月8日（金）から7月29日（金）の間の開設です。その後の問合せ方法についてはまた改めてHPにてご案内します。